

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助、 <u>自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助及び民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業利子補給補助</u>	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、 <u>エネルギー管理システム導入支援事業費補助</u> 、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助 <u>及び</u> 自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助
[略]		[略]	
県民くらしの安全課	市町村消費者行政活性化事業費補助、公衆浴場施設設備改善費補助 <u>及び</u> 生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助	県民くらしの安全課	市町村消費者行政推進事業費補助、 <u>市町村消費者行政活性化事業費補助</u> 、公衆浴場施設設備改善費補助、 <u>生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助及び</u> 水道施設耐震化等推進事業費補助
廃棄物特別対策室	<u>災害廃棄物処理促進事業費補助</u>	廃棄物特別対策室	<u>産業廃棄物処理施設周辺環境整備交付金</u>
若者女性協働推進室	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業推進費補助、復興支援の担い手の運営力強化実践事業費補助、郷土芸能復興支援事業費補助、 <u>国際文化交流支援事業費補助</u> 、青少年育成県民会議運営費補助、配偶者暴力被害者自立支援費補助、若者構想実現事業費補助、 <u>国際交流推進事業費補助</u> 、 <u>多文化共生いわてづくり事業費補助</u> 、海外県人会連携支援事業費補助及びいわて留学生友好交流奨学支援事業費補助	若者女性協働推進室	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業推進費補助、 <u>NPO等による復興支援事業費補助</u> 、被災者支援事業費補助、郷土芸能復興支援事業費補助、青少年育成県民会議運営費補助、配偶者暴力被害者自立支援費補助、若者構想実現事業費補助、 <u>地域女性活躍推進事業費補助</u> 、 <u>国際交流推進事業費補助</u> 、海外県人会連携支援事業費補助、 <u>南米移住者等交流活動支援事業費補助及び</u> いわて留学生友好交流奨学支援事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			